

# 令和3年第17回教育委員会議事録

令和3年10月27日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和3年10月27日（水）午後2時00分～午後2時35分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白 石 高 士 委 員 對 馬 初 音

委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子

委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事 務 局 次 長 齊 藤 俊 朗 教育政策担当部長 大 島 晃  
教育人事企画課長

学 校 整 備 担 当 部 長 中 村 一 郎 庶 務 課 長 村 野 貴 弘

学 務 課 長 正 富 富 士 夫 特別支援教育課長 矢 花 伸 二  
就学前教育支援センター  
所 長

学 校 整 備 課 長 河 合 義 人 学 校 整 備 担 当 課 長 岡 部 義 雄

生 涯 学 習 推 進 課 長 本 橋 宏 己 濟 美 教 育 セ ン タ ー 長 佐 藤 正 明  
所

濟 美 教 育 セ ン タ ー  
統 括 指 導 主 事 佐 藤 永 樹

事務局職員 庶 務 係 長 佐 藤 守 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司

担 当 書 記 春 日 隆 平

傍 聴 者 0 名

## 会議に付した事件

### (議案)

- 議案第62号 令和3年度杉並区一般会計補正予算(第9号)
- 議案第63号 杉並区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第64号 杉並区立杉並第二小学校及び併設2施設改築建築工事の請負契約の締結について
- 議案第65号 杉並区立杉並第二小学校及び併設2施設改築電気設備工事の請負契約の締結について
- 議案第66号 杉並区立杉並第二小学校及び併設2施設改築給排水衛生設備工事の請負契約の締結について
- 議案第67号 杉並区立杉並第二小学校及び併設2施設改築空気調和設備工事の請負契約の締結について
- 議案第68号 杉並区学校教育職員の教育管理職(副校長)任用審査に係る事務の委託について
- 議案第69号 教育財産の用途廃止について

### (報告事項)

- (1) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

## 目次

### 議案

議案第62号	令和3年度杉並区一般会計補正予算（第9号）・・・	6
議案第63号	杉並区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を 改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
議案第64号	杉並区立杉並第二小学校及び併設2施設改築建 築工事の請負契約の締結について・・・・・・・・	11
議案第65号	杉並区立杉並第二小学校及び併設2施設改築電 気設備工事の請負契約の締結について・・・・・・・・	11
議案第66号	杉並区立杉並第二小学校及び併設2施設改築給 排水衛生設備工事の請負契約の締結について・・・・・・・・	11
議案第67号	杉並区立杉並第二小学校及び併設2施設改築空 気調和設備工事の請負契約の締結について・・・・・・・・	11
議案第68号	杉並区学校教育職員の教育管理職（副校長）任 用審査に係る事務の委託について・・・・・・・・	13
議案第69号	教育財産の用途廃止について・・・・・・・・	4

### 報告事項

（1）杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・	6
-------------------------------	---

**教育長** 定刻になりましたので、ただいまから令和3年第17回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

これまで新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議を簡略化して開催してまいりましたが、9月30日をもって緊急事態宣言が解除となったことを受け、本日の会議から通常の議事進行としたいと考えますが、委員の皆様、何かご意見ありますでしょうか。

(「なし」の声)

**教育長** 特にご意見ないようですので、本日の会議からそのようにしたいと思います。

それでは、本日の会議について、事務局より説明をお願いします。

**庶務課長** 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に折井委員との指名がございましたので、よろしく願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案8件、報告事項1件を予定しております。

以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議事に入りますが、議案第62号から議案第68号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。

したがって、議案第62号から議案第68号の審議につきましては、同法第14条第7項の規定により非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、そのようにいたします。

それでは、まず他の議案の審議を行いますので、事務局から説明をお願いします。

**庶務課長** それでは日程第8、議案第69号「教育財産の用途廃止について」を上程いたします。学校整備課長からご説明いたします。

**学校整備課長** それでは、議案第69号「教育財産の用途廃止について」、ご説明を申し上げます。天沼小学校につきましては、増加する児童及び学級数に対応するため増築棟を建設するに当たり、校舎全体の容積率を満たす必要があり、飼育おりけい留さく、いわゆる飼育小屋を縮小することに伴い解体する必要があることから、教育財産の用途廃止を行うも

のでございます。

議案を1枚おめくりください。用途廃止をする財産の内容につきましては、1に記載しているとおりでございます。

それから、もう1枚おめくりいただいて、解体建物案内図をご覧ください。解体する飼育おりけい留さくですが、校庭南東側の体育倉庫横の建物でございます。

参考までに、飼育おりけい留さくは、増築棟建設に合わせて、現在の13㎡から3.75㎡に縮小した上で、改めて整備する予定でございます。

用途廃止の時期は、令和3年11月1日でございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**教育長** 天沼小だけというわけではないのですが、今マスコミ等の報道でも、飼育小屋を設置しない学校が出てきて、様々な近隣との問題だとか動物アレルギーの問題だとか、動物と触れ合うという学習はあるのだけれども、あえて飼わない、飼育しないという学校が増えているという報道も聞くところなのですが、杉並区内の小学校で飼育小屋を実際に置いていない学校はどのくらいあるか分かりますか。

例えば、桃五小が増築か居場所を作るときだったと思うのですが、確か飼育小屋を撤去したという話を聞いて、桃五小はその後、多分新設していないですね。あとは、実際にはあるのだけれども、使っていない学校はたくさんあると思います。でも、使わないからあえて撤去した学校は、桃五小以外でありますか。

**学校整備担当課長** ここ数年、そういう目的で撤去したという話は聞いていません。物置に転用されたりとかそういうのは目にしますけれども、その目的で撤去したというのではないです。

**教育長** ありがとうございます。

**庶務課長** ほかに、ご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは採決を行います。議案第69号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 69 号につきましては、原案のとおり可決いたします。

それでは、続きまして報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いします。

**庶務課長** それでは、報告事項 1 番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」を、生涯学習推進課長からご説明いたします。

**生涯学習推進課長** 私からは、令和 3 年 9 月分の教育委員会共催・後援名義使用承認について、ご報告をいたします。

9 月分の合計でございますが、全体で 6 件でございます。6 件全てが定例の後援名義でございます。9 月分につきましては、新規の共催・後援はございませんでした。

私からは以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それではないようですので、報告事項 1 番についての質疑を終わります。

以上で、報告事項の聴取を終わります。

**教育長** それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。その前に、庶務課長、連絡事項がございましたらお願いいたします。

**庶務課長** 次回の教育委員会定例会については、11 月 10 日水曜日午後 2 時から開催を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

**教育長** それでは、改めまして議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

**庶務課長** それでは、日程第 1、議案第 62 号「令和 3 年度杉並区一般会計補正予算（第 9 号）」を上程いたします。それでは、私からご説明をいたします。

議案を 2 枚おめくりいただいて、補正予算概要の 1 ページをご覧ください。歳入歳出予算でございますが、「事務事業名」の欄に記載の 2 事業について、補正額の欄に記載の金額を補正するものでございます。

表の 2 番目「小学校の移動教室」と 3 番目「中学校の移動教室」について併せてご説明いたします。令和 3 年度における集団宿泊的行事でご

ございますが、移動教室については、東京都または旅行先が緊急事態宣言発令中は実施不可とし、日程を延期してまいりました。

また、修学旅行につきましては、緊急事態宣言中は実施不可とし、旅行先がまん延防止等重点措置適用中の場合も、日程を延期してまいりました。

令和3年度における学校行事に関する文部科学省の方針では、「修学旅行は学習指導要領に定める特別活動の中の学校行事に位置づけられ、子どもたちにとってかけがえのない貴重な思い出となる有意義な教育活動であるため、その教育的意義や児童・生徒の心情等を考慮し、適切な感染防止策を十分講じた上で、その実施について特段の配慮をお願いしたいと考えています。特に、令和2年度に実施予定であったものの実施できなかった学校においては、改めて実施に向けたご検討をお願いしたいと考えています。」とございます。

杉並区教育委員会では、先般のパラリンピックの学校観戦事業において、事前にPCR検査を実施し、でき得る限りの感染予防策を講じた上、安全・安心な環境の中で参加することができました。この取組を参考に、今後の移動教室及び修学旅行については、区内や旅行先の地域の感染状況、関係自治体の方針等をしっかり把握の上、「杉並区学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン」等を十分に踏まえ、感染防止策の確実な実施や保護者などの理解・協力を前提に、移動教室については緊急事態宣言中、修学旅行については緊急事態宣言中及びまん延防止等重点措置適用中の場合には、参加する児童・生徒及び引率者に対して、事前にPCR検査を実施し、適切な判断の下、実施することを可といたします。

このため、移動教室及び修学旅行参加者に対するPCR検査に要する経費として、「小学校の移動教室」に482万1,000円、「中学校の移動教室」に941万1,000円、合計1,423万2,000円を補正予算として計上するものでございます。

歳入歳出予算については以上でございますので、議案を1枚おめくりいただき2ページをご覧ください。教育費の総額を記載してございます。今回の補正により、1,423万2,000円を増額しまして、補正後の教育費の総額は171億5,414万8,000円、また差し引き一般財源につきましては、133億2,413万1,000円でございます。

以上で、補正予算についての説明を終わります。議案の朗読は省略さ



させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

**久保田委員** この間のいろいろな対応について、本当に感謝を申し上げます。そして、さらに緊急事態宣言が解除される中で、まさに次に備えてということでの今回の補正予算ということで、心から全面的に賛成いたします。

やはり学校では、この修学旅行あるいは移動教室もそうですが、いろいろなイベント等がこの間できなくなってくる中で、でも、なんとかでき得る範囲でできることをやっていくというところで頑張ってきている姿をたくさん見てまいりました。

先日も、2年ぶりに創立記念式典、そして祝賀会に参加してまいりました。感染対策を細かく丁寧に取りながらも、児童参加の記念式典や、あるいは大人たちの祝賀会と、とても充実したすばらしい会を見てまいりました。

そんな中で、今回の移動教室、修学旅行に対して、いざというときでもPCR検査等を実施した上での実施ということで、今からこういった備えをしていくということは、とても大事なことだなと思いました。どうぞよろしく申し上げます。

**学務課長** ご指摘のように、しっかりと感染防止対策を取りながら、教育活動をしっかりと進められるように努めてまいりたいと存じます。

**伊井委員** 本当にいろいろとご配慮いただいております。運動会に何校か伺いましたけれども、ある学校で校長先生が、昨年の子どもたちよりも今年のほうが、コロナになってからの年数もあると思うのですが、目に見えない子どもたちへの影響が出ているような気がするというお話をされていた校長先生がおられました。

私どもには想像できない、子どもたちの心の中というものに対して、本当に配慮がすごく必要であったり、取組が必要であったりという中で、それぞれの学校で、物すごくいろいろなことを考慮しながら、またチャレンジをしながら頑張っていらっしゃるなど頭の下がる思いでした。

これからも、何かしら想定できないことが起こるのかもしれませんがけれども、こうやってできる範囲でご準備いただきながら、実施可能な体制作りについても、学校もすごく考えてやっておられるので、そのあた

りをぜひお力添えを頂けたらいいのかなと思います。

ある子どもさんの作文の中で、自分たちは去年、移動教室に行かれなかったけれども、大人の先生たちとか地域の方々がいろいろやってくれて、日帰りだったけれどもバスで社会科見学みたいなどころに行くことができ、ありがたかった、すごくうれしかったということを、私たちの想像以上に喜んで文章にしているものを読みました。子どもたちにとって、移動教室や修学旅行だけでなく、日々の学芸会であったり運動会であったり、本当に何気ない日常がどんなに大事だったのだろうということを深く思いました。ぜひ、今後ともご配慮いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

**済美教育センター所長** 移動教室や修学旅行、運動会、子どもたちにとって本当に貴重な、有意義な活動になると考えております。

これまでですと、中止をするのは簡単なのですが、昨年度から今年にかけていろいろ形を変えて、そこに子どもたちの発想や考えなどを取り入れながら、新しい形で行事が展開していきます。そういった中で、教育委員会としてできることは、安全対策、感染症対策を徹底した上で、子どもたちにとって本当に素晴らしいひととき、行事になれるようにしっかりと支援していきたいと考えております。

**折井委員** 子どもが中学校に通っていますので、こういった行事がどれほど子どもたちにとって楽しみで、大きな学びにつながるかというのを本当にひしひしと感じています。今の合唱コンクール、マスクをしながらですけれども、随分頑張って準備をしたりとか、あと、上の学年ですと旅行に行ける、日帰りとはまた違って宿泊でしか味わえない、そういうのは多分このお部屋にいらっしゃる全員が経験していて、とても忘れがたい思い出になると思うので、実施に向けてこのように準備をしてくださって、本当に感謝しています。

一方で、パラリンピックのときも、突貫工事というのでしょうか、急に行くことが決まり、学校の手人が足りなくて、済美教育センターの方に大分協力してもらって、かなりきついスケジュールの中、頑張ってくださったということを耳にしております。PCR 検査の費用がまずは大事ですけれども、PCR 検査をするに当たって、それをバックアップするのは学校だけでは無理です。でも、済美教育センターにその業務が全部行ってしまうと、やはりそれも厳しい。通常の業務がある中で、それに加

えてやることになりますので、そういった支援体制についても、ぜひ整えていただきたいと思います。

**学務課長** パラリンピックのときのノウハウの蓄積がございますので、それも参考にしながら、各所に負担のかからない方式で考えてまいりたいと思います。

なおかつ、今回は第6波への備えということもございます。今のこの感染状況が少ないタイミングで、PCR検査の取り回しとか手順とか、今のうちに丁寧に時間を取ってお知らせしたいと考えてございます。しっかり取り組んでまいりたいと思います。

**折井委員** 先を見据えて、先へ先へと対策を取ってくださるのは、本当に大きな安心感です。どうもありがとうございます。

**庶務課長** ほかにはよろしいでしょうか。それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは採決を行います。議案第62号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第62号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** 続きまして、日程第2、議案第63号「杉並区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。引き続き、私からご説明をさせていただきます。

令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営の改革の基本方針2020」におきまして、「全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」とこととされたこと等を踏まえ、本年3月、「職員のサービスの宣誓に関する政令」の一部が改正されたところでございます。

また、国においては地方公共団体が書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組むための留意事項を示したところでございます。このことに伴いまして、宣誓書への押印を要しないこととする等の必要があるため、この条例を改正するものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。議案を2枚おめくりいただき、「新旧対照表」をご覧ください。

第2条におきまして、新たな職員となった者のサービスの宣誓の実施方法

について、「宣誓書を任命権者に提出する」方法に改めるものでございます。

議案を1枚お戻りいただき、中ほどをご覧ください。宣誓書を定める別記様式において、「印」の記載を削るものでございます。

最後に施行期日でございますが、「公布の日」としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは採決を行います。議案第63号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第63号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** 続きまして、杉並第二小学校の改築工事の案件として、関連がありますので、日程第3、議案第64号「杉並区立杉並第二小学校及び併設2施設改築建築工事の請負契約の締結について」、日程第4、議案第65号「杉並区立杉並第二小学校及び併設2施設改築電気設備工事の請負契約の締結について」、日程第5、議案第66号「杉並区立杉並第二小学校及び併設2施設改築給排水衛生設備工事の請負契約の締結について」、日程第6、議案第67号「杉並区立杉並第二小学校及び併設2施設改築空気調和設備工事の請負契約の締結について」、以上4議案を一括して上程いたします。

学校整備課長からご説明いたします。

**学校整備課長** それでは、私から、議案第64号、第65号、第66号、第67号につきましてご説明申し上げます。

本件は、子どもたちの教育環境や健全育成環境の向上を図るため、老朽化した杉並第二小学校を改築するとともに、学童クラブと成田西災害備蓄倉庫を一体的に整備するものでございます。

今回、建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空気調和設備工事の4工事につきまして、一般競争入札により落札した建設共同企業体と請負契約を締結するものでございます。

契約の相手方、金額等につきましては、お手元の議案にそれぞれ記載しているとおります。

なお、資料といたしまして、建物平面図等を議案第 64 号に添付してございますのでご覧ください。

まず、議案第 64 号の資料 1 をご覧ください。こちらは案内図で、工事場所は杉並区成田西三丁目 4 番 1 号でございます。

1 枚おめくりいただきまして資料 2 でございます。こちらは工事概要でございます。建物の構造は一部を除き鉄筋コンクリート造、規模は地下 1 階、地上 4 階建て、敷地面積 1 万 928.04 m<sup>2</sup>、建築面積 3,395.23 m<sup>2</sup>、延床面積 8,859.99 m<sup>2</sup>、各階面積、高さ、基礎構造等につきましては記載のとおりでございます。

1 枚おめくりいただきまして、資料 3、こちらは主要室の内部仕上げでございます。

2 枚おめくりいただきまして、資料 4、A 3 の図面になりますが、こちらは建物の配置図となっております。

それから資料 5 から資料 9 までの図面につきましては、各階の平面図となっております。資料 5 から順番に地下 1 階、1 階となりまして、資料 9 が 4 階の図面でございます。

そして最後、資料 10 になります。こちらは透視図でございます。こちらは北西側から見た完成予想図となっております。なお、校庭の工事は今回の工事とは別になっておりまして、令和 6 年度に着手する予定でございます。

以上で説明は終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしく願いいたします。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

**教育長** 最近、新しく建てられた、例えば高円寺学園とか桃二小とかありますけど、昨日たまたま桃二小に行ってきたのです。私は知らなかったというか、今まで気づかなかったのですけど、教室に加湿器が入っているじゃないですか。他の学校の普通教室は、いわゆる加湿器はなくて、そういったものというのは、この杉二小はどうなるのですか。

**学校整備課長** こちらは、杉二小にもついております。

**教育長** ありがとうございます。

**伊井委員** この図でいくと、あそこは結構、前の道路の交通量は意外にあるのですよね。浜田山のほうから通っている子どももいますし。正門は建物のほうなので、今のところよりも手前という言い方はおかしいですね、成田の児童館のほうに寄るということと、あとは、今の学校よりも歩道のようなものが道路につく感じになるのですか。

**学校整備課長** 今回、新たに整備するに当たりまして、学校のちょうど周辺に、道路に沿って歩道状空地を設ける予定でございます。

**伊井委員** ありがとうございます。通学に関しての安全面が確保できると思うのでありがたいと思います。よろしくお願いします。

**庶務課長** ほかに、ご意見等よろしいでしょうか。それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは議案ごとに採決を行います。議案第 64 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 64 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 65 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 65 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 66 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 66 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 67 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 67 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** 続きまして、日程第 7、議案第 68 号「杉並区学校教育職員の教育管理職（副校長）任用審査に係る事務の委託について」を上程いた

します。教育人事企画課長からご説明いたします。

**教育人事企画課長** 私から、議案第 68 号「杉並区学校教育職員の教育管理職（副校長）任用審査に係る事務の委託について」ご説明申し上げます。それでは、議案を 1 枚おめくりください。

杉並区学校教育職員、いわゆる区費教員につきましては、現在、副校長の任用審査の対象となる者が出ておりますが、その副校長を任用審査に係る事務について県費負担教員、いわゆる都費教員との任用基準の均衡を図るため、東京都に対して事務の委託を行うものでございます。

この事務の委託は、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、東京都との間で定める規約により事務の委託を行うものでございます。この場合の手續といたしましては、双方の議会の議決を経て協議により規約を定め、その規約を告示するとともに、東京都知事が総理大臣に届け出る必要があるというものでございます。

それでは、議案をもう 1 枚おめくりいただき規約をご覧ください。主な内容をご説明いたします。第 1 条をご覧ください。区費教員の副校長への任用審査に係る事務の管理及び執行を東京都に委託するものとしております。

第 2 条をご覧ください。経費は、原則として区の負担ということを決めるとともに、経費の額及び交付の時期については、区と東京都が協議して定めるとしております。

最後に附則をご覧ください。規約の有効期間は、令和 4 年 4 月 1 日から 1 年間としておりますが、期限満了までに双方から意思表示がない場合には、さらに 1 年間継続し、それ以後もこの例によるものとしております。

私からの説明は以上となります。議案の朗読は省略させていただきます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

**對馬委員** この前もこのお話は出たかと思えますけれども、意欲のある先生方がこういったものに挑戦していただくことは大変いいと思えますけど、対象になる方は何名くらいいらっしゃるのでしょうか。

**教育人事企画課長** 現在、既に教育管理職選考に合格している者は 4 名でございます。その後、任用審査に来年度向かう者が 2 名ということでご

ざいます。

**對馬委員** この先も、毎年、先のことなんか分からないでしょうけれども、2、3名ずつくらいはいそうな感じなのではないでしょうか。

**教育人事企画課長** 今年度、教育管理職選考の受験者が1名で、次年度は、特に現在のところ想定はありません。ただ、既に教育管理職選考に合格し、指導主事に任用している者がいますので、今後、副校長も目指していくものと考えております。

**庶務課長** ほかにご意見等よろしいでしょうか。それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは採決を行います。議案第68号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第68号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で、本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。